

第 6 次忠岡町総合計画における「施策展開の方向」の内容

施策 1 学校教育の充実

施策展開の方向

(1) 「確かな学力」を培う教育の推進

- ・児童・生徒一人ひとりが、自ら楽しみながら学ぶことができるように教育の充実を図ります。
- ・これからの時代に必要とされる思考力や表現力といった力を育む教育を模索し、教育の質の向上を目指します。
- ・国際化、情報化といった社会の変化によって、教育もまた見直す必要があり、様々な課題に直面したときに対応できる能力が重要性を増しています。従来の基礎学力の向上に加え、IT 技術の習得、英語や国際的な価値観を身に着ける教育などを幅広く推進します。
- ・教員が不断に「授業研究」に取り組み、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して、多様な観点から授業を検証し、学校として改善に努めます。
- ・児童・生徒の実態や指導に応じて、個別指導や習熟度別指導など、様々な体制の工夫・改善を行い、児童・生徒へのきめ細やかな指導支援に努めます。

(2) 「豊かな人間性」を培う教育の推進

- ・学力の向上は教育機関の目的である一方、児童・生徒の豊かな人間性を育むこともまた、重要な役割であると認識し、「豊かな人間性」を培う教育を推進します。
- ・人権尊重の精神と規範意識を育み、子どもが豊かな人間関係をつくれるように、日々の指導の徹底を図るとともに、道徳教育を進めます。
- ・児童・生徒一人ひとりの進路を保障し、望ましい勤労観・職業観を育むことで、子どもが自立して生活するための基礎を培います。
- ・選挙権を有する年齢が 18 歳以上に改正されたことを踏まえ、社会と自分との関係についてや自分なりの考えをもつことについて学び、早期から主権者としての意識を育むよう努めます。

① (3) 健やかな心と体づくりの推進

- ・子どもが健康的に暮らすために、校医やスクールカウンセラー、スクールサポーターと連携をとりながら、怪我・疾病への対応やメンタルケアを充実させることで、心身の健康の保持・増進を目指します。
- ・健康的な体づくりを目指し、生活習慣の指導、体育活動の充実、食生活に関する指導や学校給食を通じた食育などを実施します。また、これらに対し、家庭の理解を深めるための啓発活動を行います。

① (4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・特定分野に特異な才能をもつ人や、障がいのある人を含む、全ての児童・生徒の人権を尊重し、一人ひとりの教育的ニーズに応じてきめ細やかな指導に努めます。また、障がいに対する正しい理解と認識を深め、全ての児童・生徒が共に学び、共に生きる人間関係の育成に努めます。
- ・教職員への研修や支援員、巡回相談員の活用などを行い、多様な障がいに対応できる教育環境の整備を進めます。また、町内の支援の必要な子どもに対する情報共有や相談の場を設立し、多面的な支援を図ります。

施策 2 学校教育環境の充実

施策展開の方向

(1) 学校施設・設備の充実

- ・小中学校でのパソコンなどの教育用 ICT 環境の整備をはじめとし、必要に応じた施設の改修や整備、設備の充実を図ることにより、学校施設の安全性や利便性の向上、これからの時代に求められる教育の実現に努めます。
- ・引き続き空調設備の導入やトイレの洋式化など、教育環境の整備を推進します。

(2) 家庭や地域の教育力の活用

- ・少子化や核家族化の進行によって、地域の連帯感は徐々に弱くなっています。こうした中で、本町ならではの隣人の顔が見える距離感を活かし、地域の教育力の向上と活用を目指します。
- ・学校、家庭、地域の連携を強化し、地域の住民が子育てに関心をもつようにすることで、子どもを見守り・健全に育てる環境を整え、教育や子育てに関する課題に対して地域一体で取り組みます。
- ・家庭における子どもとの接し方について保護者に再認識してもらうとともに、保護者の子どもについての不安や悩みなどを解決するため、家庭教育や子育てに関わる学習機会を設け、情報提供、相談体制の確立を行います。
- ・子ども自身が地域との関わりをもち、また、学校施設を地域住民に開放するなど、開かれた学校づくりを進めます。

施策 3 結婚・妊娠・出産を支える包括的な支援の充実

施策展開の方向

① (1) 子どもと親の健康づくりの推進

- ・泉大津市医師会・高石忠岡地区歯科医師会等と連携を図りながら、妊娠・乳幼児に対する健康診断や各種教室、健康相談等の支援体制を充実し、疾病・障がいの早期発見に努め、安心して産み育てることのできる母子保健の取組を進めます。
- ・予防接種の接種促進に努めるとともに、保健所や医療機関と連携して、感染症についての正しい知識と予防について啓発を行います。
- ・成長に合わせて、食育、命の大切さや性教育といった内容について、子どもと保護者への教育・意識啓発を推進します。
- ・障がいのある子どもの成長に応じて、一貫して療育支援や相談、医療が行えるよう、関係機関と連携して、生涯を通じたサービスの提供に努めます。
- ・出産後に安心して育児に取り組むことができるよう支援を充実していきます。

① (2) 地域における子育て支援の推進

- ・保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域で孤立することのないように、子育て支援センターや地域全体での子育て家庭の見守り体制をつくります。また、身近な事柄から専門的な相談まで、幅広い子育て関連の相談体制の拡充を図ります。
- ・子ども同士、親同士の交流の促進や、保護者の学習機会や仲間づくりの機会の充実に努めます。
- ・地域の実情や保護者のニーズを踏まえて、子育て支援センターなど、地域に開かれた子育て支援の場として活用を図ります。

- ・子育て家庭と近隣住民の交流を推進し、子育て家庭が地域から孤立しないよう努めます。
- ・子育て家庭が家庭の役割を理解し、子育てについての知識等を深められるよう、子育て親サロンを通じた啓発・学習機会の提供と、相談体制の充実に努めます。

(3) 新婚夫婦への支援

- ・本町の出生率の向上を目標とし、特に新婚夫婦への支援を充実させることで、まちを挙げての結婚を応援する環境づくりに努めます。
- ・新婚夫婦に対して、転入や住居にかかる費用の支援、町内での各種優待などの検討を行い、結婚に対する経済的負担の軽減を図ります。

施策 4 安心して子育てできる環境の充実

施策展開の方向

① (1) 幼児教育の充実

- ・幼児教育は、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。幼児教育課程において子どもの自発性や社会性、自立心、創造力などの芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実に努め、子どもの個性に応じた適切な教育を行います。
- ・幼稚園、保育所とこども園、小学校や地域との交流と連携を強化し、地域に開かれた幼児教育の場として活用を図ります。
- ・幼稚園、保育所とこども園での、子育てや養育に関する相談活動を充実します。また、研修等により、保護者からの子育て相談に対応する教員の専門性を高めます。

(2) 保育サービスの充実

- ・多様な保育ニーズに対応するため、民間こども園と協力し、延長保育、障がい児保育、一時預かりの実施を推進します。医療機関との連携を図り、病児・病後児保育の充実に努めます。
- ・待機児童、ゼロを継続します。
- ・保育内容の充実に努めるため、研修などにより職員の資質向上に取り組めます。

(3) 子育て施設の充実

- ・東忠岡幼稚園、東忠岡保育所の老朽化を受け、施設・設備の拡充と、子育て支援センターなどの機能を兼ね備えた利便性の高い施設として、東忠岡地区認定こども園を整備します。

(4) 援助が必要な家庭への支援の充実

- ・安心して医療にかかることができるように、子どもの医療費を助成します。
- ・ひとり親家庭、外国人家庭、心身に障がいのある子どもを養育する家庭などについては、相談支援や情報提供、経済的支援など、特に必要と認められるサービスの提供に努めます。
- ・貧困家庭に育った子どもが貧困から抜け出せなくなる「貧困の連鎖」を断ち切るためにも、経済的な理由による就学困難の解消、医療費の助成などを行い、将来的な貧困の可能性を未然に防ぎます。

(5) 仕事と子育ての両立支援

- ・子育て家庭にとっての大きな課題である、仕事と子育ての両立を支援することで、子育て家

庭の負担軽減に努めます。

- 保育事業の充実、延長保育や一時預かりの実施、放課後の子どもを対象とした居場所づくりなどを拡充し、保護者が就労できる環境の充実を図ります。
- 出産や育児による休業や、子どもの成長に伴う就労ニーズの変化などに対して、情報提供や相談支援を図ります。

施策5 青少年の健全育成

施策展開の方向

(1) 健全育成活動の促進

- 青少年の健全な成長のため、有害環境の排除、見守り体制の充実、非行の防止、青少年と保護者に対する相談体制の充実などを図ります。
- いじめや不登校問題、非行、その他の悩みなどを有する青少年と保護者を、地域全体で支援するため関係機関によるネットワークづくりを進めていきます。
- 各種青少年育成団体（青少年指導員協議会、すこやかネット、少年団育成者協議会等）の活動支援を行うとともに、資質向上のための支援体制を整備します。

① (2) 放課後等における児童の居場所づくり

- 保護者が労働等のため昼間は家庭不在となる、小学校就学児童が安心して活動できる場を提供するとともに、次世代を担う子どもの健全育成を支援します。
- 地域ボランティアの方々の参画を得て、子どもが「学び、体験し、交流し、遊び、相談する」ことができる「生活の場」を確保します。

① (3) 子ども達を犯罪から守る取組の推進

- 子ども達を犯罪から守るため、防犯委員会、警察、関係団体・学校・地域と協力し、校門・通学路等での見守り活動や防犯パトロールなどを一層充実させ、地域の犯罪抑止機能を高めていきます。
- 子ども達が自分の身を自分で守ることができるよう、子どもや家庭に対して意識啓発や相談体制の拡充を推進します。

施策6 高齢者福祉の充実

施策展開の方向

(1) 高齢者の地域生活支援体制の充実

- 地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関が有機的に連携を図り、あらゆる相談に包括的に対応できる総合的な相談・支援体制と、地域で高齢者を見守り支え合うネットワークの整備に努めます。
- 悪質な訪問販売や振り込め詐欺等から高齢者を守るため、被害防止に関する情報の提供、啓発活動を推進し、地域における見守り・協力体制を整備します。
- 介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、様々なニーズに対応したサービスの提供を図ります。また、介護サービス相談員の派遣やサービス提供事業者の指導・監督など、介護サービスの質の確保・向上を図ります。
- 高齢者や障がいのある人が気軽に総合福祉センター等を利用できるようにするとともに、積極的な社会参加を支援するために、福祉バスを引き続き運行します。

- ・定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」をシルバー人材センターが提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上・活性化を図ります。

施策 7 障がい者福祉の充実

施策展開の方向

- ② (1) 障がいのある人の活躍推進
 - ・障がいのある人が自分らしく生活するために、自立した生活の支援や、虐待や差別の解消、自己実現の機会の充実を図ります。
- ④ (1) 障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で孤立せず自立して生活し続けるために、必要な情報と生活ニーズに応じたサービスの提供、相談体制の充実に努めます。
- ・泉州北障がい者就業・生活支援センターやハローワーク泉大津と連携し、事業主等に対して、障がいのある人への理解と雇用拡大、法律や制度の周知を行い、障がいのある人の就労拡大、職場定着に努めます。
- ・誰もが一緒に参加できるスポーツ・レクリエーション教室や文化活動、各種イベントを開催し、障がいのある人の積極的な社会参加を促進します。

施策 8 地域福祉の充実

施策展開の方向

- ④ (1) 地域福祉活動の推進
 - ・全ての住民を地域福祉活動の中心と考え、行政、社会福祉団体、ボランティア、NPO、自治会等の連携体制を再構築することにより、地域福祉のネットワークを形成します。
 - ・地域福祉活動の核となる小地域ネットワーク活動を推進するため、地区福祉委員を中心に、民生委員・児童委員や地域の専門機関・団体・自治会等と連携し、住民が参加しやすい活動にするためのコミュニティづくりを行います。
 - ・高齢者を「まちづくりの重要な担い手」と位置づけ、活動する場や情報の提供、指導者の育成を行い、高齢者によるまちづくりや地域活動、ボランティア活動を促進します。
 - ・コミュニティソーシャルワーカーや民生委員・児童委員が、個人や家族の課題を解決するため、住民への情報提供と、住民が気軽に相談できる体制づくりを進めます。
 - ・高齢者や障がいのある人のいる家庭、生活困窮世帯などに対して、地域で相談・支援、見守りを行い、誰も取り残されない体制づくりを図ります。

(2) 地域福祉活動の担い手の育成

- ・地域福祉活動が重要性を増す一方、地域福祉の担い手は減少傾向にあり、担い手となる人材の確保と質の向上を図ります。
- ・住民一人ひとりの福祉意識の高揚を図るため、ノーマライゼーションの普及やボランティア活動に関する情報提供等を行います。
- ・福祉ニーズの多様化・高度化に対応するため、社会福祉協議会等と連携しながら、ボランティア研修などの研修機会の充実、ボランティアコーディネーターの育成等を進め、人材の育成を図ります。

施策 9 健康づくりの推進

施策展開の方向

④ (1) 健康寿命の延伸

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるためにも、心身共に健康であることが重要となります。また、住民の健康寿命の延伸を促進することで、介護予防、社会保障費や医療費の削減につながります。
- 住民一人ひとりの健康意識を高め、「自分の健康は自分で守る」という住民の主体的な健康づくり、住民同士の活動を促進します。また、ライフステージに応じた健康診断や検診、保健事業を実施し、住民の積極的な参加を推進します。
- 各種健康増進クラブや講座などをはじめとした正しい知識の普及、健康教育の実施、相談体制の充実に努めます。また、近年増加傾向にある精神疾患や受診率の低いがん検診においても、正しい知識の普及啓発や早期発見、早期対応に努め、症状の重症化を防ぎ、健康づくりを推進します。
- スポーツセンターや文化会館といった各種施設を活用し、運動の機会提供を図ります。
- 健康づくりが幸せにつながると捉え「健幸」施策を推進し、住民の健康寿命に対するモチベーションアップを図ります。

(2) 感染症予防の推進

- 乳幼児や高齢者を中心に予防接種の接種促進に努めるとともに、保健所や医療機関と連携して、感染症についての正しい知識と予防について啓発を行います。
- 感染症発生時の連絡・組織体制、感染拡大防止体制を整え、行政機能の維持に努めます。

(3) 地域医療の充実

- 本町だけではなく、泉州地域全体で協力し、広域救急医療体制の充実を図ります。
- 平常時の健康状態を把握し、気軽に健康相談ができる「かかりつけ医制度」の普及に努めるとともに、住民の医療ニーズに応えるため、医療機関との連携強化を進めます。

(4) 介護予防対策の推進

- 介護保険の地域支援事業などを通じて、要支援・要介護の状態となるおそれのある高齢者を把握し、運動や栄養改善等のプログラムの実践等を通じて、要介護状態になることを予防するための介護予防事業を推進します。
- 高齢者に対して、介護予防に関する啓発を行うとともに、自主的な活動やグループの育成を図るなど、地域において、健康づくりや介護予防を推進します。

(5) 食育の推進

- 住民が生涯にわたって健全な食生活を実現するため、健康づくりに関する知識や情報を提供するとともに、ライフステージに合わせた食生活の指導や、親子の食意識の向上に努めます。

施策 10 社会保障の充実

施策展開の方向

(1) 国民健康保険制度の適正運用

- 国民健康保険制度の理念や仕組みを、広報やホームページなどを通じて周知、啓発に努めます。
- 特定健診・特定保健指導の推進や保険料収納率の向上、ジェネリック医薬品の適切な使用促進などによる医療費の適正化、健康や医療に対する意識の高揚などにより、国民健康保険制度の適正な運営と維持を図ります。

(2) 介護保険制度の適正運用

- ・必要とする人が利用できる介護保険制度を、限られた財源で維持するためにも、適正な認定の実施や、制度の適正運用に努めます。
- ・様々な手段での介護保険制度についての周知・啓発、介護予防事業の推進、介護給付の適正化などにより、介護保険制度の適正な運用を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度の適正運用

- ・高齢者の増加により想定される医療費の増大を鑑み、後期高齢者医療制度の適正運用を図ることで、後期高齢者が必要な医療を受け、健康な生活が送れるよう推進します。

(4) 国民年金制度の啓発活動

- ・国民年金制度の理念や仕組みを、広報やパンフレットなどを通じて啓発し、未加入者や無年金者の解消に努めます。

施策 11 人権・多文化共生の意識醸成

施策展開の方向

(1) 子どもの権利擁護の推進

- ・近年は児童虐待の相談が増加しており、児童虐待の防止と早期発見、被害にあっている子どもに対するの迅速・的確な対応をする必要があります。「要保護児童対策地域協議会」や「子ども家庭総合支援拠点」を中心とした、地域住民や地域団体、関係機関等との連携によって、子育て家庭に対する見守りや相談等の支援を充実していきます。
- ・子どもを保護の対象としてのみ捉えるのではなく、権利の主体として個人が尊重され、人権が侵害されることがないように、子どもの人権に関する教育・啓発活動を進めます。

(2) 非核平和のまちづくりの推進

- ・真の平和実現のため核兵器の廃絶を訴え、「非核平和都市宣言」の趣旨の周知、非核平和事業の啓発、他自治体との情報交換を行います。また、各種の平和推進活動に対し、住民活動の自主性を尊重しつつ適切な支援を行うとともに、次代の子ども達への平和への取組を推進します。

(3) 人権の尊重

- ・忠岡町人権協会をはじめ、各種機関と連携して人権侵害や差別事象について、住民や役場職員に対する啓発を行うとともに、住民の自主的・主体的な活動の育成、支援に努めます。
- ・住民が人権相談機関を活用できるよう、相談窓口の周知を図ります。また、人権相談については、関係機関との連携強化を図ります。
- ・DVをはじめ、虐待防止に関する意識啓発や研修の充実を図るとともに、保護関係機関との連携強化を図ります。

(4) 男女共同参画の推進

- ・忠岡町男女共同参画推進条例を柱に、第二次男女共同参画計画に基づいた政策を推進するとともに、府や関係機関との連携体制を強化します。
- ・家庭・地域・職場での性差による差別の解消やDV等の暴力の根絶により、誰もがいきいきと生きていく環境を目指します。

- ・女性のチャレンジを応援するため、子育て、就職・再就職支援、介護・家事等の生活支援に関する啓発や相談を実施します。
- ・男女がそれぞれの身体的特徴について理解を深め、自己決定を尊重し、生涯を通じて健康的な生活を営めるよう、ライフステージに応じた健康支援の充実を図ります。
- ・セクシュアルマイノリティ（LGBT）など、性自認・性的指向を要因に差別されることなく、十分に配慮された生活環境の実現を図ります。

③ (5) 多文化共生社会の形成

- ・グローバル社会に対応するべく、義務教育課程を中心とした国際理解の推進・異文化体験・外国語教育、本町で暮らす外国人向けの外国語でのサポート及び日本語教育を充実させます。
- ・忠岡町国際交流協会や各種団体・グループに対する支援の充実、子どもや青少年を中心とした交流事業やイベントの活性化を図ります。また、友好都市であるオーストラリアのノーザン・ビーチズ市との交流を一層推進します。
- ・多様な文化をもつ住民が、相互に理解を深め、それぞれの良さや特長を生かし、外国人住民も暮らしやすく、働きやすいまちづくりを進めるとともに、多文化共生への住民意識の醸成を図ります。

施策 12 地域共助・コミュニティ活動の支援

施策展開の方向

④ (1) 地域防災の推進

- ・住民同士の自主的な「共助」を活性化させることで、役場主体の施策だけではない多角的な地域防災力の向上を図ります。
- ・災害時に、円滑に初期対応・救出・救護・避難などを行うことができるよう、住民、自治会、消防団、事業者など多様な関係機関や団体の相互連携の強化を支援します。
- ・各地域の自主防災組織が、実践的な防災訓練や避難所開設・運営訓練を実施し、また、次代の地域防災の担い手を育成できる体制の構築を図ります。
- ・地域住民と協力し、災害時の避難や安否確認等ができる体制の確立を図ります。

(2) 地域の防犯対策の充実

- ・防犯委員会、警察、関係団体といった関係機関による連携体制・情報共有体制を強化し、防犯啓発活動、事故防止活動を推進します。
- ・犯罪の未然防止に向け、パトロール活動や防犯カメラの設置補助など、防犯体制の強化につながる活動や事業に対する支援を実施します。

④ (3) コミュニティ活動の支援

- ・住民同士のふれあいや連帯感を高めるとともに、新たに参加する人にとっても参加しやすい、日常生活や非常時に助け合うことができるコミュニティが形成されるよう、様々な機会を通じてコミュニティ意識の醸成に努めます。
- ・コミュニティの基盤となる自治会に対して、組織率低下の防止や活動の支援を図ります。
- ・コミュニティ活動が活発に展開されるよう、活動の拠点・交流の場である地区集会所などの活用の促進と、整備・充実に対する支援に努めます。

(4) 住民、企業参画・協働の推進

- ・住民や企業にとって、本町が暮らしやすい場所であるためにも、住民自治意識の醸成、住民同士の「共助」の促進など、町政や施策展開において取組を推進します。
- ・ボランティアやNPO等による様々な住民サービスの提供が可能となるよう、行政サービスのアウトソーシング等を推進するとともに、コミュニティの自主性、主体性を尊重しながら、ボランティアやNPO等の育成や活動支援、他団体との交流の場づくりをはじめとした、必要に応じた支援に努めます。

施策 13 魅力向上・発信

施策展開の方向

③ (1) 地域の魅力向上

- ・各界で活躍する本町の出身者、多様な人材、文化財、歴史的資源などを幅広い視点で見直し、改めて地域の魅力向上を図ります。
- ・住民主体の文化活動の支援、住民同士の文化的交流の促進、文化・芸術活動の担い手・指導者の発掘・研修、各種団体の情報交換などに努めます。
- ・地域の歴史的資源の再発見と活用に取り組み、住民だけでなく町外へも魅力ある文化情報を発信し、町の文化財や伝統行事などの普及啓発、地域文化の伝承に努めます。
- ・だんじり祭りのような住民に親しみをもたれている行事を通して、地域の伝統文化の継承や地域コミュニティの活性化に努めます。
- ・時代や社会背景を受けて、地域の魅力とされるものや行事などに求められる運営が変化する中、価値観の変化や運営のあり方の研究に努め、これからの時代の地域の魅力向上を図ります。

③ (2) まちのPR

- ・隠れた歴史資源や埋没している商業資源などを発掘し、本町ならではの魅力を再発見し、活用していく取組を進めます。
- ・インターネットやSNSの爆発的な普及などによって情報発信の様式が変化する中、これからの時代に即したまちの魅力の発信を図ります。

(3) 情報共有の推進

- ・町政や、様々な分野の施策に関する情報を、広報紙やホームページ、SNS等を通じて、わかりやすくタイムリーに発信します。
- ・町が取り扱う個人情報や公文書の適正管理に努めるとともに、様々な分野に関するデータを、データベースとして蓄積・活用できる仕組みの充実を図ります。

施策 14 生涯学習・生涯スポーツの推進

施策展開の方向

④ (1) 生涯学習活動の支援

- ・自己実現や学び直し、心身の健康の観点などから、生涯学習活動を支援し、誰もが自分らしく生活できる環境を目指します。
- ・幼児から高齢者まで誰もが、ライフステージに応じて主体的に生涯学習が展開できるよう、学習機会の創出や、各種講座や自主的な生涯学習活動の支援、生涯学習のための情報や施設の提供、住民活動団体相互の交流促進、指導者派遣体制の強化、役場職員の相談能力の向上や相談窓口の拡充を図ります。

- ・ 文化的な活動に加え、生涯スポーツを推進し、住民の心身の健康づくりを推進します。
- ・ 学習の成果の発揮の機会として、町民文化祭や音楽祭、町民体育大会、町マラソン大会、各種球技大会などのイベントの実施と内容の充実を図り、住民の自己実現の場をつくります。

(2) 生涯学習環境の整備

- ・ 誰もが気軽に生涯学習活動に親しむことができるよう、文化的活動やスポーツなどの生涯学習に適した施設の維持・管理、情報提供や学校体育施設の開放を進め、身近な活動拠点の確保を図ります。

施策 15 防災力・減災力の向上

施策展開の方向

(1) 危機管理体制の充実

- ・ 事前の防災・減災対策、災害時の対応の確立、災害後の迅速な復興を目指し、役場の危機管理体制の充実を図ります。
- ・ 防災協定の締結等を含む関係機関との連携を進め、災害に対する備蓄、避難所機能の充実等をはじめとした災害対策を行います。また、災害時においては、優先すべき行政サービスが適切に提供できるよう最低限の機能の維持、誰もが安全かつ安心して避難するための体制の確立に努めます。
- ・ 地震や水害等に対するハザードマップの作成・見直しと、平時からの課題の改善と維持管理、災害時の迅速かつ的確な情報収集や勧告の発令、伝達体制の整備を図ります。
- ・ 災害廃棄物処理計画を策定し、災害時において、災害廃棄物への対応、各種情報提供の体制等を整え、迅速な復興を目指します。

(2) 災害を見据えた都市基盤の整備

- ・ 雨水管の整備については、費用対効果の高い手法を検討し、浸水被害の軽減を目指します。
- ・ 生活を維持するための施設・設備、道路・公園のようなインフラに対して、災害時の浸水や倒壊、火災といったリスクを分析・対策し、災害時においてもライフラインが維持できるよう努めます。
- ・ 雨水ポンプ場の耐水化、道路等の交通インフラの防災対策と維持・管理等、既存民間建造物の耐震化の促進を行います。
- ・ 今後、新たにできる社会インフラや既存ストックの改修における防災的観点での整備を図ります。

施策 16 生活安全対策の推進

施策展開の方向

④ (1) 交通安全対策の推進

- ・ 交通事故をなくすため、交通安全意識の醸成、地域と一体となった交通安全運動の推進を行います。
- ・ 道路の通行の円滑化と、歩行者などの安全性の確保のため、迷惑駐輪対策をはじめとした交通環境の改善を進めます。
- ・ 高齢社会の進展に伴って、公共交通関係施策と連携をとりながら、増加傾向にある高齢者や子どもの交通事故の抑止に努めます。

(2) 消費者意識の向上と相談窓口の充実

- ・悪質な販売方法によるトラブルや特殊詐欺を未然に防止するため、消費生活に関する情報の収集や提供に努めるとともに、消費相談の実施継続・強化を進めながら消費者意識の高揚に努めます。
- ・消費者被害を防止するため、大阪府消費生活センターなどと連携し、消費生活に関する相談体制を充実します。

施策 17 消防防災体制の充実強化

施策展開の方向

(1) 消防体制の強化・充実

- ・火災の初期消火、拡大防止を図るため、本町の消防力の強化と、広域的な応援体制の確立を図るとともに、消防体制の広域化などを検討します。
- ・消防力の強化のため、計画的な消防車両・消防資機材等の整備、教育訓練派遣や研修・訓練による消防職員の知識、技能の向上に努めます。
- ・消防団員や自主防災組織に対して、訓練・研修等を行い連携強化に努め地域防災力の充実強化を図ります。
- ・火災など災害発生の際に、多大な被害がされる防火対象物や危険物施設等への立ち入り検査を実施し、防火指導や法令違反等の改善に努めます。また、多数の人が利用する施設や老人福祉施設等に対しては、消防訓練等を行い火災予防活動の推進を図ります。

(2) 救急体制の充実

- ・救急に対する知識の普及啓発、迅速な救急体制の確立などに努め、緊急時の対応の充実を図ります。
- ・急病や事故などに際して迅速かつ適正に治療ができるよう、本町を含めた泉州地域全体で協力し、広域救急医療体制の充実を図ります。
- ・多様化する救急需要に対応するため、救急救命士の養成、救急隊員への育成強化を図ります。
- ・救命率の向上を図るため、住民に対して救命講習会を開催し、AEDを使用した応急手当の普及啓発を推進し、住民の救命技術の向上に努めます。
- ・交通事故や水難事故等に対応するため各種資機材を充実し、迅速な救出など救急救助体制の整備を図ります。

施策 18 適正な土地利用の推進

施策展開の方向

(1) 市街地の活性化

- ・本町唯一の公共交通である忠岡駅を中心に、住民生活に必要な機能を維持・誘導し、魅力ある中心市街地の形成に努めます。
- ・経営者にとって魅力的な環境の整備に心掛け、既存の商店の活性化に加え、新たなビジネスをはじめめる場所として適した環境づくりを目指します。
- ・住工混在地域については、住環境の安全と操業環境の向上を図るため、都市計画制度等を活用し、住環境と産業環境が両立したまちづくりを目指します。

(2) 駅周辺のにぎわいづくり

- ・忠岡駅周辺を町の中心拠点と位置づけ、様々な都市機能の維持・誘導により、便利でにぎわ

いのある空間の創出を図るなど、持続可能なまちづくりを推進します。

- ・創出されたにぎわいが一過性とならないように、新たな取組の検討・実施を通じた計画的なにぎわいづくりを目指します。

施策 19 交通環境の整備

施策展開の方向

(1) 安全で快適な道路環境の確保

- ・駐輪場対策や道路環境等の向上により、町内の安全で快適な通行空間の確保に努めます。
- ・交通量の増大や通行車両の大型化などに対応し、自動車通行の円滑化を図るため、国道 26 号や府道などの主要幹線道路の適切な維持管理と改良、歩車道の分離、沿道緑化の推進などを、国や府、関係機関に要望していきます。
- ・自動車通行の円滑化を図るため、中央線、野田線、吉井線、新浜 1 号線等の主要な町道の適切な維持管理と改良を実施するとともに、府道田治米忠岡線、和気岸和田線の歩車道の分離、沿道緑化の推進などを関係機関に要望していきます。
- ・高齢者、障がいのある人、子育て家庭をはじめとして、誰もが安心して安全に外出・移動できるよう、ユニバーサルデザインに基づき、公共施設や道路・公園などの改善・改良を推進します。また、不特定多数が利用する民間施設についてもその改善・改良を働きかけていきます。

(2) 交通環境の充実

- ・忠岡駅を中心に、町の形に応じた移動円滑化方策を推進し、町内のみならず周辺都市の拠点へもアクセスしやすいまちづくりを目指します。
- ・急速な技術革新を背景とした自動運転技術などの活用を見据えた交通施策を検討・模索し、子どもから高齢者まで誰もが移動しやすい公共交通の実現を促進します。
- ・大阪市内や関西国際空港等へ、アクセスしやすい交通の実現を図ります。

(3) 徒歩や自転車利用の推進

- ・本町が小さいことを踏まえ、町内での徒歩や自転車利用を推進し、移動の利便性の向上に加え、健康促進や環境問題への寄与を図ります。
- ・忠岡駅周辺では誰もが歩いて暮らせ、町外から訪れやすい環境を整備します。
- ・忠岡駅や主要な施設周辺において、徒歩や自転車による安全で快適な通行空間の確保を図ります。自転車利用環境の整備や自転車通勤の推進を行い、自転車利用の促進を図ります。
- ・自転車ヘルメット購入補助金交付事業等を推進し、安全に自転車が利用できるよう図ります。

施策 20 良好で快適な住環境の形成

施策展開の方向

③ (1) 安全で快適な住環境の推進

- ・住民、事業者及び行政が協働し、計画的にまちづくりを進めることにより、安全で住みやすい暮らしの空間をつくり出します。
- ・都市基盤整備の促進、調和のとれた住宅開発などが行われるよう、都市計画法、国土利用計画法、都市公園法などの法制度の適切な運用に努めます。
- ・本町の限りある土地を有効活用するため、住宅地・産業用地としての魅力の向上、道路や下水道、公園・緑地などの計画的な整備を進めます。

- ・低額所得者、高齢者、障がいのある人、子育て家庭などの住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、ニーズに沿った住宅の建設や既存住宅の改修、情報提供に努めます。

③ (2) 憩いの空間の形成

- ・全ての住民が、ふれあい・交流でき、憩い・やすらぐことができる場として、公園・緑地の整備・維持、緑化運動を推進します。
- ・災害時の避難場所などの機能を確保するため、河川の氾濫と浸水対策を推進し、多目的な活用を図ります。

施策 21 公衆衛生の維持

施策展開の方向

(1) 下水道事業の推進

- ・汚水管の整備については、海や河川などの水質保全及び水路などの公共衛生の向上を図るため、整備率 100%を目指します。
- ・整備済み区域の水洗化については、パンフレットの配布や、町広報紙による定期的な啓発により、水洗化への意識を醸成します。また、水洗化を行う方には、改造にかかる融資（利子補給）及び助成金制度による経済的負担の軽減を継続して行います。

(2) 廃棄物の適正な処理の推進

- ・環境にやさしいごみ処理を目標とし、ごみの減量化、ごみの分別やリサイクルといった取組の推進、効率的なごみ処理を推進します。
- ・近隣市と情報交換を行いながら、ごみ処理の広域化を検討していきます。
- ・し尿処理体制については、引き続き泉北環境整備施設組合に委託します。

(3) 環境衛生の推進

- ・本格的な高齢社会の中、墓地の需要を見極めながら、適切な維持・管理に努めていきます。
- ・火葬炉の老朽化に対応するため、適切な維持管理や計画的な改修等により長寿命化を図っていきます。
- ・葬儀及び火葬については、引き続き民間委託により効率的・経済的な斎場の運営を図っていきます。

施策 22 環境への配慮

施策展開の方向

(1) 環境教育の推進・啓発

- ・地球環境問題に関する意識や理解を高め、身近な取組を実践していくことができるよう、あらゆる機会を活用し、省エネの促進、新エネルギーの利用、緑化推進等に関する意識の啓発・向上を図ります。また、自然や生態系に配慮した美化活動・清掃活動を推進し、自分達の手で地域の環境を守っていく意識醸成を図ります。
- ・未来を担う子ども達の環境に対する意識を高めるため、保育所、幼稚園及び小・中学校において、環境教育を推進します。また、美化運動などボランティア活動の実践の場として、大津川河川公園を積極的に活用します。

(2) 低炭素社会実現に向けた取組の推進

- ・電気やガス、水道などの無駄を減らすことの重要性を認識し、省資源、省エネルギー化を進めていきます。また、太陽光発電などの環境にやさしいエネルギーの利用に関する意識の啓発・向上を図ります。
- ・省エネルギーの促進につながる設備、機器等の情報提供に努めます。
- ・気温の上がる夏場に、「忠岡町打ち水大作戦」や、「みどりのカーテン」といった、エネルギーを使わない暑さ対策を推進し、夏場の冷房使用の抑制を図ります。
- ・庁舎を対象とした第4次忠岡町地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けた取組として、電気・燃料等の使用量削減、公用車の適正な利用・管理における環境負荷の低減、ごみの減量化及びリサイクルの推進、用紙類の使用量の削減などに努めます。

(3) ごみの減量化・再資源化の推進

- ・循環型社会への転換に向け、住民・事業者等への啓発活動などにより、ごみの発生抑制（リデュース）、リサイクル広場の活用、不用品交換による再使用（リユース）、資源ごみの分別収集による再利用（リサイクル）など、有効なごみ減量化の方策や啓発を行います。

(4) 環境保全の推進

- ・公害の発生を未然に防止するため、「大気汚染防止法」などの関連法令に基づき、近隣自治体との連携を図りながら的確な状況の把握、規制や指導を行うとともに、環境監視体制の充実を図ります。
- ・ごみの不法投棄、環境衛生・公衆衛生、環境美化に対する意識啓発、美化清掃活動の推進などを通して、公衆衛生の維持に努めます。
- ・ネズミや害虫の駆除、ペット飼養マナーの向上などの指導、啓発に努めます。

施策 23 産業振興・創業

施策展開の方向

- ② (1) 経営基盤の強化
- ・商工会と連携を図り、経営の改善や体質の強化などに向けた相談・支援体制の充実を図ります。また、人材の育成をサポートします。
 - ・既存企業の国際化や町内への企業誘致について、商工会と共に支援方策を検討します。
- (2) 商工業の振興
- ・地域特性を活かした産業の育成を図るため、商工会と連携し、地場産品や新商品の販路拡大に向けた支援方法の検討を行います。
 - ・各種メディアを活用した情報発信により、来訪者の獲得や特産品の販売等につなげていく取組を進めます。
- (3) 農業・漁業振興
- ・農地の保全、後継者（担い手）の確保、遊休農地の解消などを図るため、関係機関と連携して支援します。
 - ・漁業者の高齢化に伴う後継者（担い手）確保や漁業協同組合が行う商品開発や販売等に協力し、地域との連携を密にし、新たな事業展開の可能性をサポートします。
 - ・住民の農業に対する理解を深め、生涯にわたって楽しめる農業を普及・啓発するとともに、休耕田などを活用した貸農園や体験農業・食育などの実施に努めていきます。

- ・農業や漁業に対する住民の理解を深める取組を検討します。

② (4) 創業の推進

- ・本町での創業を推進するため、起業する人にとって効果的な環境や制度づくりを目指します。
- ・商工業の振興を図るため、商工会と連携し、経営能力の向上やリーダー育成のセミナー等を開催します。また、若手経営者が交流できる場の提供や相談機能の強化に努めます。
- ・商工会と連携し、各種研修の開催や起業家のための異業種交流など、起業家や起業したい人を支援する体制の充実に努めます。
- ・情報・子育て・介護・健康・環境などの分野におけるコミュニティ・ビジネスなど、多様な起業を促進するため、人材発掘、研修会や講習会の充実に努めるための体制整備に努めます。

施策 24 就労支援

施策展開の方向

② (1) 雇用・就労支援の充実

- ・就労意欲のある人が安定的に就労・就業できるよう、職業訓練・資格取得などに関する支援や情報提供を行うなど、相談支援に努めます。
- ・特に若者や女性、高齢者、障がいのある人などの雇用・就労支援を実施します。
- ・ハローワーク泉大津や他自治体と連携して就職情報フェアを開催するなど、マッチングの場を設けます。
- ・中小企業退職金共済の加入促進を図るための周知を行うとともに、勤労者の福利厚生や雇用環境、就労条件などの向上に努めます。

② (2) 職住近接支援

- ・町内で暮らし、町内で働く職住近接を支援することで、仕事と家庭、育児、介護の両立、といった様々なニーズに対応を図り、町内での就労者の増加や、転入の促進に努めます。
- ・企業の町内在住者の雇用支援、町内勤務に対する補助などを実施することで、町内で暮らし、町内で働く魅力の向上を図ります。

施策 25 効率的な行財政運営の推進

施策展開の方向

(1) 効率的な行財政運営の推進

- ・限られた資源・財源の中で効率的な行政を運営するために、全ての事務事業について、あり方、必要性を検討し、見直しと削減を推進します。また、継続する事業についても、現行の事業・作業の進め方を点検し、より効率的な手法を検討し、組織・機構の合理化を進めます。
- ・基本計画の各施策において重要業績評価指標（KPI）を設定し、進行管理及び行政情報を住民に示すことで行政の透明性の向上を図り、説明責任を果たします。

(2) 安定的な行財政運営の推進

- ・安定的な行財政運営のため、経常収支比率などの財政指標の改善に努め、今後の行政需要に備えます。
- ・ふるさと納税寄附などの制度を活用し、自主財源の安定確保につながる施策を重点的に進めるとともに、国の地方創生に関する制度など、補助金、交付金等の財源確保に努めます。
- ・公共施設の管理・運営方法の見直し、整理統合、事業効果の検証などを行い、支出の適正化

を図ります。

- 受益者負担の公平・適正化を図り、キャッシュレス決済サービスなどに対応した納付しやすい環境整備を検討します。また、現年度徴収の徹底を基本に、滞納処理に向けた特別徴収体制の強化等により徴収率の向上に努めます。

(3) ICT利活用の推進

- 行政サービスの向上と事務処理の迅速化・効率化を進めるため、行政情報の電子化と総合的利用、事務事業のシステム化、ネットワーク化などに取り組みます。
- 庁内情報システムのあり方を検討し、既存情報システムの見直しを図り、行政サービスの利便性向上と業務の見直し及び効率化を推進します。

(4) 広域行政と民間活力の導入

- 基礎自治体としてふさわしい住民に対する各種サービスを、将来も引き続き的確に提供することができるよう、近隣自治体との広域連携を図ります。
- 行政が直接担うよりも効率的・効果的な展開が見込める業務については、行政サービスの質や行政責任の確保等に十分留意して、可能な限り指定管理者制度の導入や民間委託を進めます。
- 広域化について、近隣自治体と連携しながら、進めていきます。

施策 26 公共施設の適正管理

施策展開の方向

(1) 施設の計画的な更新・長寿命化の推進

- シビックセンターを中心とする多くの公共施設について、効率的で効果的な管理・運営を図り、利用のしやすさやサービス水準の維持・向上、施設の耐用年数の向上や、維持管理費の削減に努めます。
- 少子高齢化の進行による公共建築物の利用需要の変化や財政状況を鑑み、公共建築物の更新時には、利用実績や今後の利用見通し、費用対効果等を踏まえ、複合化・集約化や施設規模の縮小、統廃合等を検討します。
- 下水道施設について、長期的な視点で老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、計画的な点検・調査、修繕・改築を実施することで、ライフサイクルコストの低減を行い、良質な下水道サービスを持続的に提供することに努めます。

施策 27 人材育成

施策展開の方向

(1) 町職員の能力開発の推進

- 創造的な問題発見能力、的確な課題対応能力、更には政策立案・評価能力、法務能力等の養成のため、人材育成の目的・方策などを明確にした人材育成方針に基づき、役場職員の能力開発を効果的に推進します。
- コミュニケーション能力など、住民との協働、住民参加の視点にたった役場職員の能力開発を推進します。